

セーフティネットと地方自治体、 生活保護の行政は今

熊本市役所職員組合
白井 亨

生活保護制度とは？

ざっくりいうと…

「最低限度の生活を送れない人が」
「お金をもらえる」制度



保護の要否の判定

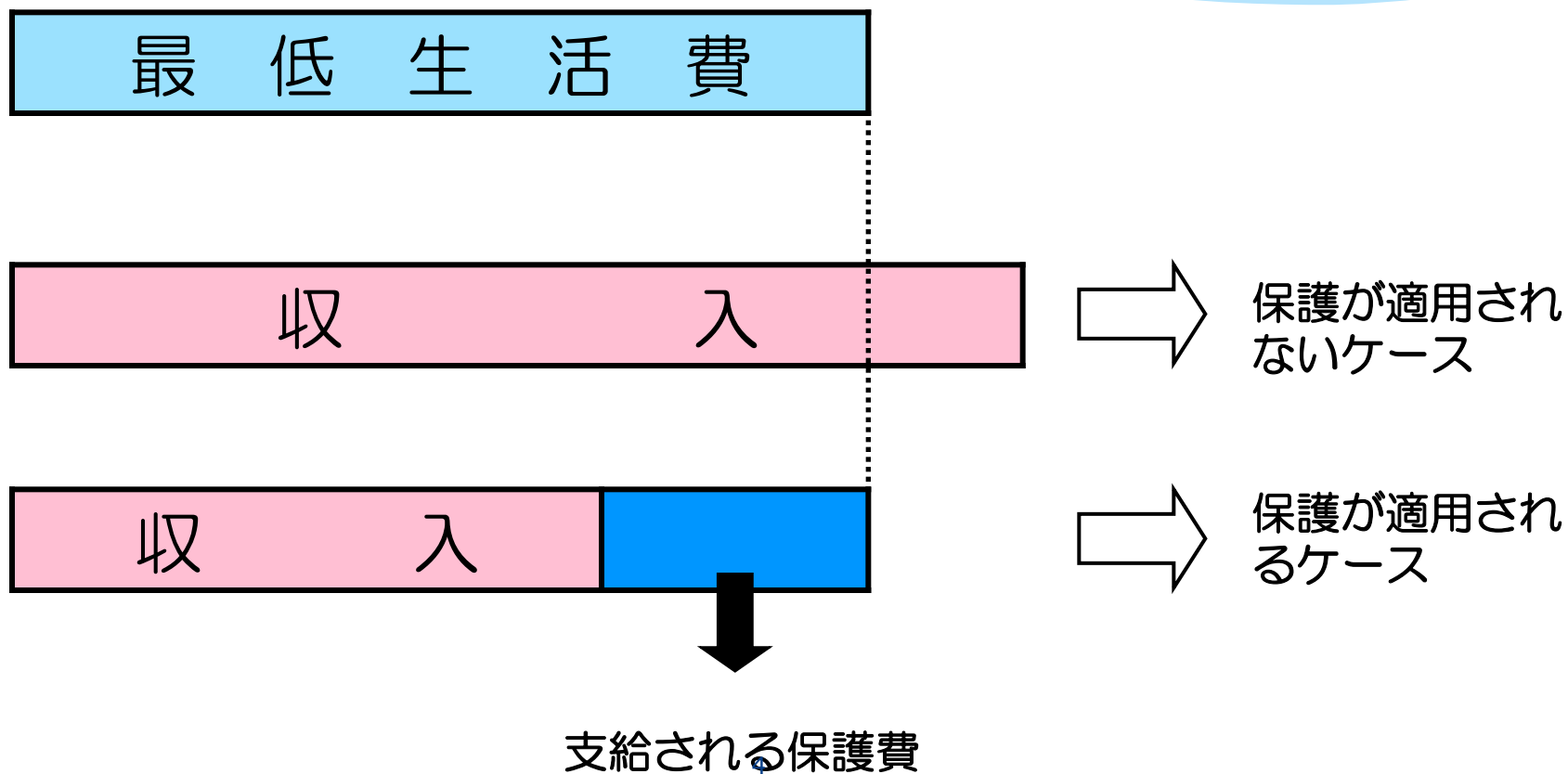
最低生活費＝

「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができる金額

（厚生労働大臣が定めている）

（地域、年齢や世帯の人数等によって異なる）

保護の要否の判定



根拠法令

- 日本国憲法第25条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」（以下略）

- 生活保護法

（例）第1条

この法律は、日本国憲法第二十五条 に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。



みなさんは生活保護受給できる？

最低生活費の計算をしてみよう！

- 生活扶助 = 79,320円
- 住宅扶助 = 53,700円
- 医療扶助 = 医療費（現物支給）

最低生活費

最低生活費 = 133,020円 + 医療費

収入がこの額以下なら受給できる！

みなさんは生活保護受給できる？

結論 ＝ できない！可能性が高い

理由 ＝ 原則として生活保護は以下の要件を満たす必要がある

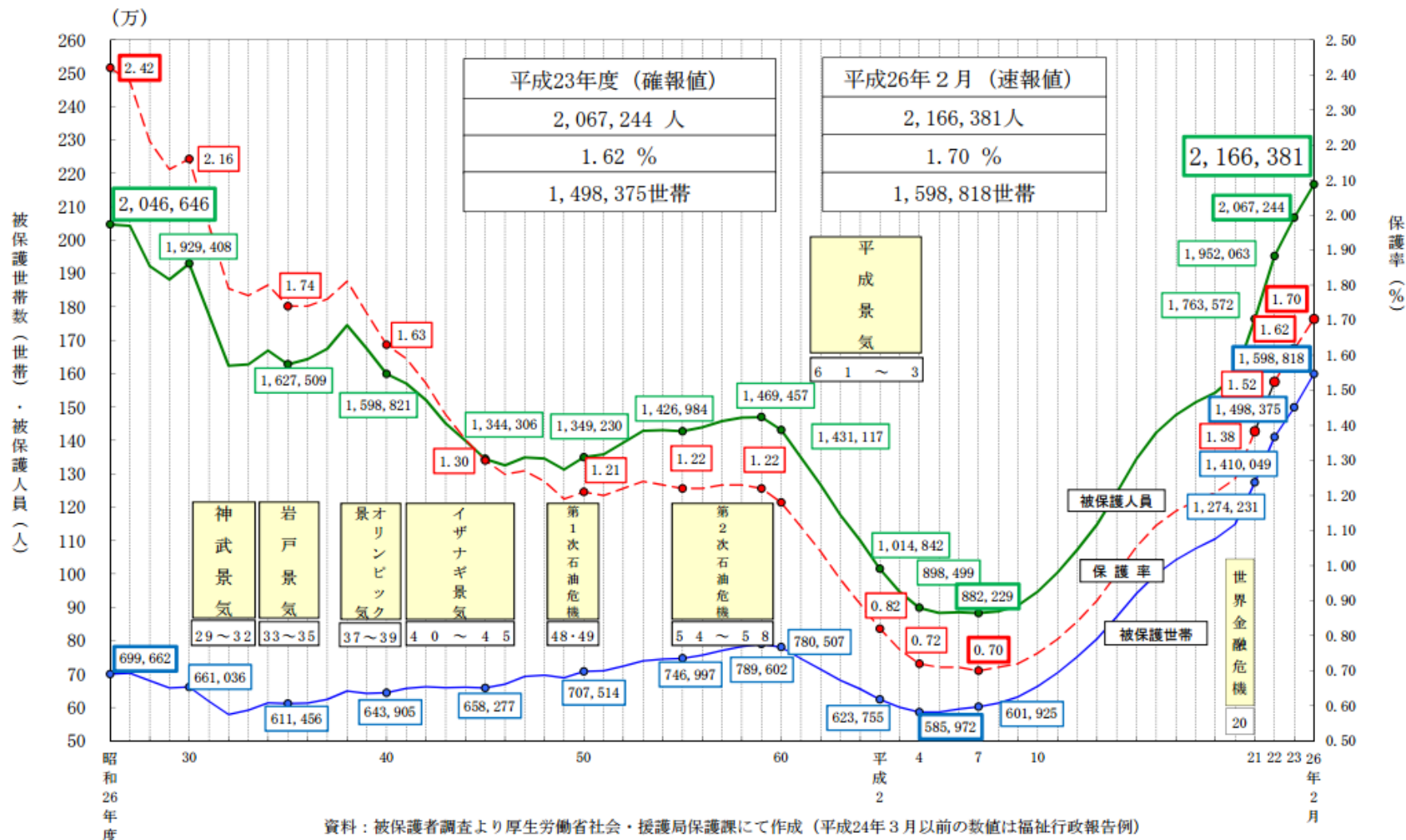
- ・ 資産を活用する
- ・ 能力その他あらゆるものを活用する
- ・ 扶養は生活保護に優先する

増加の一途をたどる生活保護受給者

年度	世帯数	人員	保護率 (%)
平成21年	1,274,231	1,763,572	1.38
平成22年	1,410,049	1,952,063	1.52
平成23年	1,498,375	2,067,244	1.62
平成26年2月	1,598,818	2,166,381	1.70

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は217万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



なんで生活保護受給者が増えるの？

- 不況により働けない人の増加
- 年金を納めていない人の増加
- 情報がいきわたるようになったので、保護制度の存在が前より認知されやすくなった
- 以前は生活保護＝恥の文化があったが、近年になってそれが薄まった
- 保護の申請が通りやすくなった



被保護世帯類型の変化

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成15年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世 帯 数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100.0	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

◆平成26年 2 月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世 帯 数	1,590,547	724,121	112,743	466,113	287,570
構成割合 (%)	100.0	45.5	7.1	29.3	18.1

資料：被保護者調査（平成26年 2 月概数）

3倍強増

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

・20～29歳：5.3%

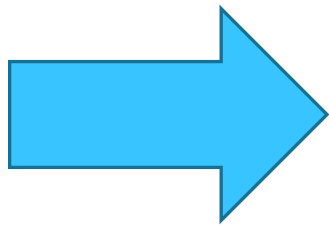
・50歳以上：53.5%

(平成23年)

法78条の問題

生活保護法 第78条

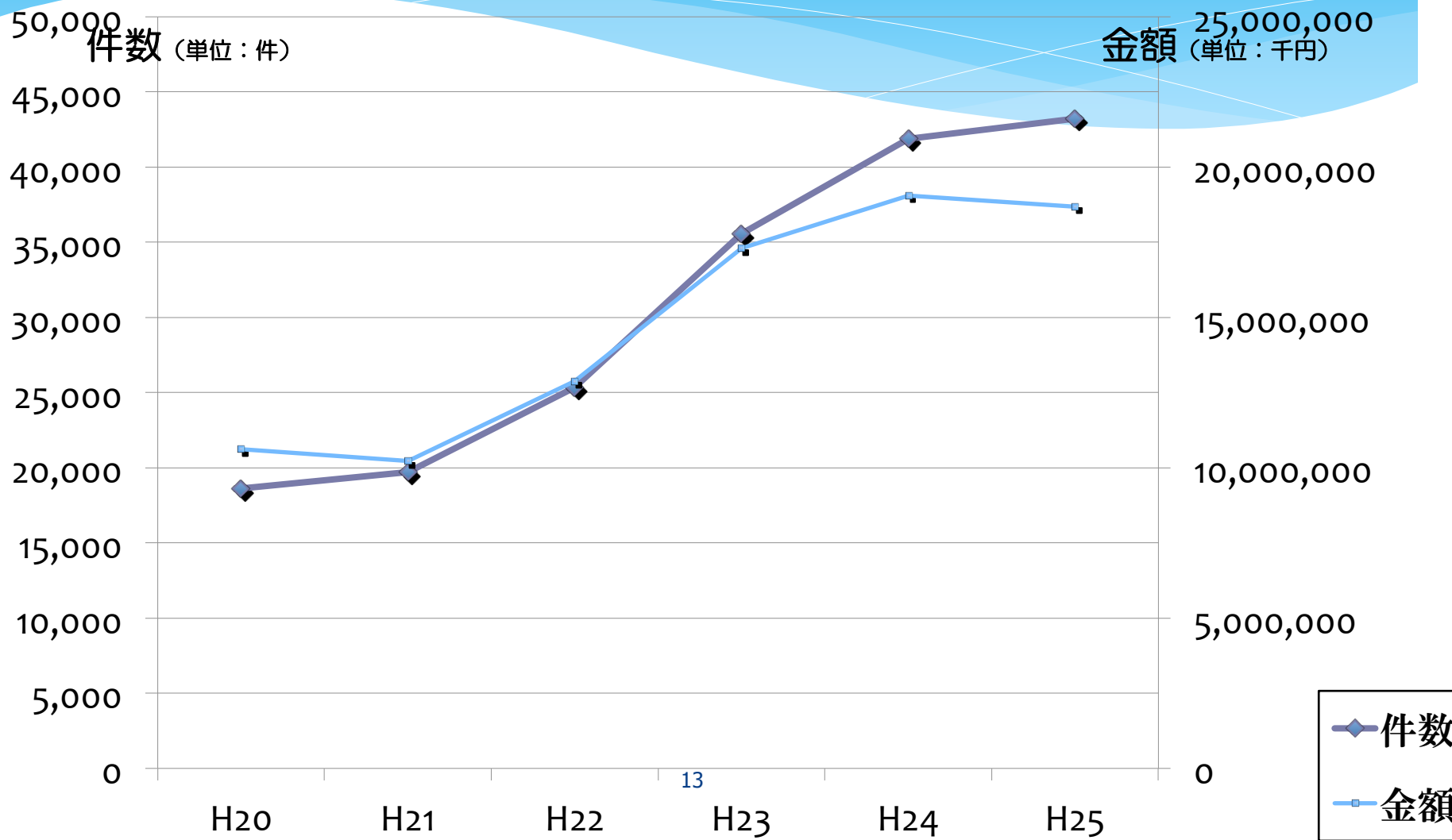
不実の申請その他の不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、**その費用の額の全部又は一部**を、その者から徴収するほか、その徴収する額に**100分の40**を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。



不実の申請、不正な手段

不正受給に関する条文！！

不正受給の件数、金額



不正受給の件数、金額

【H25年度のデータ】

○件数 … 43,230件

○金額 … 186億9,033万円

【割合にすると…】

○件数 … 約2%（総受給者に占める件数の割合）

○金額 … 約0.5%（保護費総額に占める割合）

【計算の根拠】

生活保護受給者数 約217万人（世帯数は約160万）（H26年2月時点）

生活保護費 3兆8,431億円（H26年度） 14

不正受給対策

【H26.7.1より 生活保護法が改正】

- 不正受給をした場合、最大で140%の金額を徴収することができるようになった。
- あらかじめ徴収額を差し引いて保護費を支給できるようになった
- 必要な限度で、扶養義務者に対して報告を求めることができるようになった
- 調査権限を拡大した（回答の義務付けや、調査項目の拡大）

生活保護業務の主役は ケースワーカーである

ケースワークとは…

以下のような援助技術のことを差し、「個別援助技術」と翻訳される。

- 課題などを持った人や家族の問題点を明らかにし、必要な方策を考え（当事者の意向等も勘案）、当事者が主体的に生活を維持していけるようにすること。
- 生活保護の業務上、生活保護担当職員のことをケースワーカーと呼んでいる。

ケースワーカーは、特別な職種ではなく、
一般事務職員がなっている！

ケースワーカーの仕事＜具体例＞

例①高齢世帯の場合

扶養義務者（兄弟・
親子など）



援助

生活介助

介護ヘルパー

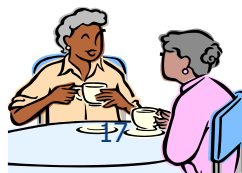


高齢者支援センター



訪問・
見守り

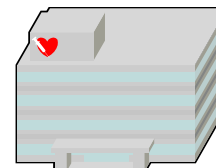
民生委員



保健師



医療機関



・1人での生活が
可能か？

・緊急時の連絡
先の確保。

など・・・

ケースワーカーの仕事＜具体例＞

例②母子世帯の場合

扶養義務者（兄弟・
親子など）



援助



ハローワークや就
労支援相談員

就労支援



訪問・
見守り

民生委員



保健師



訪問など

学校



- 求職活動や
就労状況の確認。
- 子どもの通学
状況の確認。
- など・・・

ケースワーカーの配置基準

社会福祉法第16条に配置基準（標準基準）

- ・ 県福祉事務所（郡部） ： 65ケースに1人
- ・ 市福祉事務所（都市部） ： 80ケースに1人

平成11年以前 … 配置基準＝法定基準（義務）

しかし、平成11年の社会福祉法改正法改正後は…

配置基準＝標準基準となった（努力目標・目安）

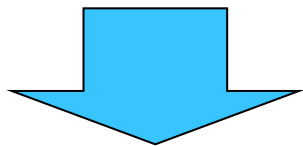
行政改革による定数削減・生活保護受給者の増加

→ケースワーカー1人あたりのケース数が急激に増加！！

熊本市で働く ケースワーカーの現状

平成24年4月

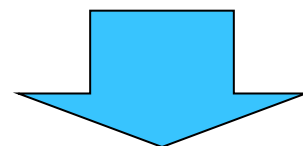
1人のケースワーカー・・・平均**110**ケース



平成24年10月 嘱託職員20人の採用

平成25年1月

1人のケースワーカー・・・平均**99**ケース



平成25年度 ケースワーカー8人増加

平成26年度は平成25年度と同数

平成26年4月

1人のケースワーカー・・・平均**98**ケース

20

※ ケースワーカー数はH26.4.1時点、ケース数はH26.3月時点

熊本市が生活保護ケースワーカーの人手不足を補おうと嘱託職員を募集している。20人の採用予定に対し、27日現在の応募者は15人。10月1日の締め切りが迫っており、市は呼び掛けを強めている。嘱託ケースワーカーの採用は初めてで、各区役所の保護課（中央7人、東5人、西3

高齢者世帯の訪問、生活相談

求む！ケースワーカー

人、南2人、北3人）に配属。高齢者世帯を中心に家庭訪問や生活相談を担当する。雇用期間は来年3月までだが、更新できる。週4、5日勤務で給料は月14万7300円。応募できるのは社会福祉主事の任用資格を持つ人。社会福祉士の有資格者のほか、大学や短大、専門学校で行政法

熊本市 嘱託職員を募集

や社会学などの関係科目を三つ以上履修していれば対象になる。「社会福祉系学部を卒業していなくても任用資格を満たす人は多く、問い合わせほしい」と市保護管理室。採用予定が埋まらなかった場合は各区役所で再募集する予定。同室096-328-2299。（森紀子）

H24.9.28

熊本日日新聞朝刊

自治労（労働組合）としての取り組み

- ①生活保護業務担当職員の基準内配置への取り組み
- ②増えつつある生活保護世帯に対応するための予算要求
- ③生活保護になる前の段階で、対応する政策・施策への取り組み

自治労（労働組合）としての取り組み

①生活保護業務担当職員の 基準内配置への取り組み

担当するケースが多い → 仕事が多い→
一人ひとりに柔軟に対応することが難しい

そこで…

厚生労働省、自治体へ要請・交渉



自治労（労働組合）としての取り組み

② 増えつつある生活保護世帯に対応するための予算要求

- 生活保護費 3／4を国が負担
 1／4を自治体が負担。
- 保護世帯の増加により、自治体は当初予算よりかなりの費用が必要となる

→ 総務省、厚生労働省へ地方交付税への上乗せを要請

自治労（労働組合）としての取り組み

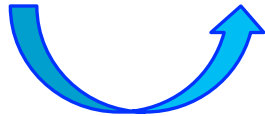
（３）生活保護になる前の段階で、対応する政策・施策への取り組み

- 雇用保険・年金等、社会保障政策に対し、連合（日本労働組合総連合会）や政党に意見反映
・・・雇用保険制度は大きく改善
- 厚生労働省に「第2のセーフティネットの強化」を要請・・・生活困窮者自立支援法（H27.4.1施行）

生活困窮者自立支援法

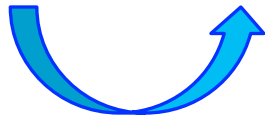
第1のネット

社会保険、労働政策



第2のネット

生活困窮者自立支援法



第3のネット

生活保護

- 自立相談支援事業
- 住居確保給付金
- 就労準備支援事業
- 一時生活支援事業
- 家計相談支援事業
- 学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

自治労（労働組合）としての取り組み

現場を持つ自治労としての責任と役割

- ・・・現場を持つからこそ
わかることがある